

ふく育従業員応援企業 登録規約

福井県では、将来を担う子供たちを産み育てる若い世代を社会全体で支える仕組みをつくり、妊娠・出産・子育ての希望が叶う、日本一の子育て応援県を目指しています。

このため、令和3年10月1日から「ふく育応援団」参加店による子育て世帯への優待や割引などのサービスを、登録店の御協力により実施しています。

さらに、令和4年2月15日から「ふく育従業員応援企業登録制度」を設け、経営トップの強力なリーダーシップによる、従業員の仕事と妊娠、出産または子育てが両立しやすい職場環境づくりを推進し、子育て応援の社会的機運を醸成していきます。

本制度への登録を希望される企業・団体のみなさまには、こうした本制度の趣旨を御理解いただくとともに、この規約に記載する内容を御確認いただき、同意のうえ、登録の申込をしていただきますようお願いいたします。

(目的)

第1条 このふく育従業員応援企業登録規約(以下、「規約」という。)は、本制度への登録を行うにあたり、必要な事項を定めることを目的とします。

(登録の対象)

第2条 福井県内に本社または事業所を置く企業、団体とします。

(登録基準)

第3条 登録は、従業員の仕事と妊娠、出産または子育ての両立支援のための職場環境づくりに取り組んでいる、または取り組む意欲のある企業・団体等のうち、次の各号のすべてに該当するものについて行うこととします。

- (1)経営トップ(代表者)が「従業員の妊娠・出産・子育て応援宣言」として、従業員の仕事と妊娠、出産または子育ての両立支援のための職場環境づくりの推進について宣言していること。
- (2)法令を遵守しており、また、過去に重大な法令違反がないこと
- (3)暴力団または暴力団員と密接な関係を有しないこと

(登録方法)

第4条 登録申請をしようとする企業・団体は、次の内容を、福井県子育て応援サイト「ふく育」の専用フォームにより県(ふく育事務局)に届け出ることとします。

- (1)「ふく育従業員応援企業」登録申請書
- (2)経営トップ(代表者)による「従業員の妊娠・出産・子育て応援宣言」

(登録の決定)

第5条 県(ふく育事務局)は、前条の申請内容を確認し、第3条第1項各号に定める登録基準に適合すると認められるときは、「ふく育従業員応援企業」として登録するとともに、福井県子育て応援サイト

「ふく育」に掲載し、その活動を広く紹介することとします。

(登録の有効期間)

第6条 登録の有効期間は原則設けませんが、ご登録いただいたのち、事務局にてご登録情報の確認ができない場合、登録を削除する場合があります、登録した企業・団体はあらかじめその旨を承諾したものとします。

(登録の更新)

第7条 登録内容に変更が生じた場合、速やかに第4条に定める申請手続きを行うものとします。

(登録の変更)

第8条 登録した企業・団体は、第4条第1項第1号または第2号の内容に変更があった場合、その内容を、福井県子育て応援サイト「ふく育」の専用フォームにより県(ふく育事務局)に届け出るものとします。

(登録の取消)

第9条 県は、登録した企業・団体が第3条第1項各号に定める登録基準に適合しないことを確認したときは、登録を取り消すことができることとします。

(個人情報の保護)

第10条 県およびふく育事務局は、登録した企業・団体の情報等、本制度を遂行するために必要な個人情報の収集、利用、管理、廃棄等について、「福井県個人情報保護条例(平成14年条例第6号)」に基づき、適正に取り扱うこととします。

(事業の停止)

第11条 県は、登録した企業・団体に事前に通知することなく、本制度を停止する場合があります、登録した企業・団体はあらかじめその旨を承諾したものとします。

(規約の追加・変更)

第12条 県は、登録した企業・団体からの同意を得ることなく、本規約を追加・変更する場合があります、登録した企業・団体はあらかじめその旨を承諾したものとします。

附則

この規約は、令和4年2月15日から施行します。

この規約は、令和7年7月1日から施行します。